

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」のフォローアップ(令和3年度)

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和3年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年3月末時点)
1	刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処		(法務省) ＜刑事法の在り方の検討＞ ・令和3年度 検討結果に基づいて、所要の措置	(法務省) ・性犯罪に関する刑事法検討会(令和3年5月までに16回の会合を開催)の取りまとめ報告書を踏まえて検討し、同年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑事法の整備について諮問した。同年10月以降、刑事法(性犯罪関係)部会において、調査審議が進められている。
2			(法務省) ＜刑事法の運用の在り方＞ ・令和2～3年度 被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例の把握・情報提供など、より一層適切なものとなるような取組を検討(可能なものから順次実施) ・令和3～4年度 引き続き参考となる事例の把握・情報提供などを続けるとともに、検討結果を踏まえ、適切に対処	(法務省) ・被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるような取組の検討を行っており、その一環として、参考となる事例の把握のため、検察庁においては、令和3年4月1日から、全国13の部制庁を対象に警察と連携し、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を行っている。
3			(法務省) ＜検察官に対する研修の実施＞ ・令和2年以降 経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施	(法務省) ・毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した。
4	性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	・性犯罪者に実施しているプログラムの拡充 ・出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討	(法務省) ＜性犯罪者に実施しているプログラムの拡充＞ ・令和2年秋以降 検討会における議論の内容も踏まえつつ、より効果的なプログラムの実施に向けた内容・実施体制の具体的検討	(法務省) ・令和2年10月に公表された検討会の報告書の内容等を踏まえ、プログラムの改訂作業等を行った。 ・2022年度中(令和4年度中)から新たなプログラムを実施する予定としている。
5			(法務省) ＜新たな再犯防止対策の検討＞ ・令和3年度末まで GPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を調査・把握	(法務省) ・GPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を調査中であるが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受け、令和4年内の調査結果の取りまとめを見込んでいる。 ・令和4年度予算において、地方公共団体等において活用可能な、刑事手続終了後の性犯罪者を対象としたプログラムの開発に係る調査研究に必要な経費を措置。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年3月末時点)
6	被害申告・相談をしやすい環境の整備	・被害届の即時受理の徹底	(警察庁) ・令和2年秋以降 各種会議において、被害届の即時受理の徹底を指示、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修において教養を実施 ・令和3年度以降 警察庁における各種研修等の実施、各種会議等における指示、各都道府県警察における研修の実施、各都道府県のワンストップ支援センターとの継続的な意見交換及び各都道府県警察に対する指導等	(警察庁) ・令和3年5月、警察庁関係課長連名で、各都道府県警察に宛てに、被害届の即時受理の徹底について通達を発出した。 ・令和3年度中、各都道府県警察に対して、性犯罪捜査に従事する警察官に対する研修において、被害届の即時受理の徹底について教養を行うよう指示した。 ・令和3年度中、各都道府県警察の性犯罪捜査指導官等を集めた会議において、被害届の即時受理を徹底するよう指示した。 ・令和3年12月、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和3年度中、各都道府県のワンストップ支援センターを訪問し、警察の対応等に関する意見交換等を行った。 ・令和4年度予算において、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約5百万円を措置。
7		・捜査段階における二次的被害の防止	(警察庁) ＜女性警察官の配置・性犯罪指定捜査員の指定＞ ・令和2年秋以降 各種会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進・性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示 ・令和3年度以降 各都道府県警察に対する指導、各種会議等における指示、各都道府県警察における推進状況の調査(毎年度)	(警察庁) ・令和3年度中、各都道府県警察の性犯罪捜査指導官等を集めた会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進、性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示した。
8			(警察庁) ＜研修の充実＞ ・令和3年度以降 警察庁における各種研修の実施、各都道府県警察における研修の実施	(警察庁) ・令和3年12月、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和3年度中、各都道府県警察において、警察官等を対象とした研修等を実施した。 ・令和4年度予算において、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約5百万円を措置。
9		・警察における相談窓口の周知や支援の充実	(警察庁) ＜「＃8103(ハートさん)」の更なる周知＞ ・令和2年度以降「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、更なる周知を実施	(警察庁) ・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103」について、「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、国民への更なる周知を図っている。 ・令和4年度予算において、同番号の周知の実施等に要する経費約1千2百万円を措置。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和４年３月末時点)
10			(警察庁) ＜緊急避妊等に要する経費に関する指導＞ ・令和２年度以降 各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。	(警察庁) ・緊急避妊等に要する経費について、各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・令和４年度予算において、緊急避妊等に要する経費約６千１百万円を措置。
11			(警察庁) ＜診療料又はカウンセリング料の公費負担制度の適切な運用＞ ・令和２年度以降 各種会議等を通じて、公費負担制度の適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。	(警察庁) ・診療料又はカウンセリング料の公費負担制度について、各種会議等を通じて、適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・令和４年度予算において、同制度に要する経費約２千９百万円を措置。
12		・被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化	(１)ワンストップ支援センターの周知の徹底 (内閣府) ＜通話料無料化＞ ・令和２年度以降 令和４年度における通話料無料化を検討	(内閣府) ・最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号(＃８８９１)を運用するとともに、同ダイヤルの周知を図るための広報カードを作成した。 ・令和３年１１月「女性に対する暴力をなくす運動」において、「性暴力」をテーマに国民の意識向上に向けた啓発活動を推進した。ポスター、リーフレット、啓発カード及び啓発シールを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図った。また、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップを全都道府県で実施した。 ・令和３年度補正予算において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号(＃８８９１)について、相談者の利便性向上のため、通話料の無料化を図るための経費を含む「性暴力被害者等相談体制整備事業経費」として、約０.４億円を計上。令和４年度秋の実施に向けて、検討準備を進めている。
13			(２)多様な相談方法の提供 (内閣府) ＜SNS相談＞	(内閣府) ・若年層等の性犯罪・性暴力被害者支援の充実に向けて、SNSを活用した「性暴力に関するSNS相談Cure time(キュアタイム)」を通年実施した。 ・令和３年度補正予算において、性暴力に関するSNS相談(Cure time)事業として、約１.３億円を計上。令和４年４月からは、メール相談等も取り入れ、相談日を拡大して実施。
14			(内閣府) ＜多様な相談者への対応＞	(内閣府) ・令和３年度補正予算において、性暴力に関するSNS相談(Cure time)事業として、約１.３億円を計上。令和４年４月からは、メール相談等も取り入れ、相談日を拡大して実施。 ・ワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る都道府県の取組(メール・SNS相談、オンライン面談等)を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和４年度当初予算において約４.５億円を計上。

[illegible]

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年3月末時点)
17	切れ目のない手厚い被害者支援の確立	・ワンストップ支援センターにおける支援の充実	(1)病院など地域における関係機関との連携強化(内閣府等)	(内閣府) ・令和4年2月に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国ネットワーク会議を実施し、関係機関との連携及び人材確保・人材育成について、ワンストップ支援センターと意見交換を行った。 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの病院への設置や、体制強化(コーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置)に係る地方公共団体の取組を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和4年度当初予算において約4.5億円を計上。
18			(2)職員の研修の充実(内閣府) ・令和3年度以降 集合研修及びオンライン研修教材の製作を実施	(内閣府) ・性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員はもとより、ワンストップ支援センターを所管する行政職員、産婦人科医等医療関係者等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、オンライン研修を実施した。また、センター長及びコーディネーターを対象とするオンライン研修を新たに実施した。 ・令和4年度当初予算において、研修事業の拡充に係る経費を含む「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」として約1千1百万円を計上。
19			(厚生労働省) ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催	(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和3年度は2月9日、10日に開催した。
20		・中長期的な支援体制	(内閣府)	(内閣府) ・公認心理師に向けた研修について、オンライン研修教材を新たに作成・提供。また、「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」医療関係者研修の対象に公認心理師等を新たに追加。 ・令和4年度当初予算において、研修事業の拡充に係る経費を含む「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」として約1千1百万円を計上。
21			(厚生労働省) ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催	(厚生労働省) ・令和3年度より、婦人相談所における一時保護を委託する民間支援団体等も心理療法担当職員及び入所者に同伴する児童が適切に養育を受けられるよう学習指導員を配置した場合の費用について、一時保護委託費を拡充した。 令和4年度予算についても引き続き体制強化を推進する。 ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和3年度は2月9日、10日に開催した。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和４年３月末時点)
22		・被害者の医療費負担等の軽減	(内閣府)	(内閣府) ・被害者の医療費負担等に係る都道府県の実施状況を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和４年度予算において約4.5億円を計上。
23			(内閣府) ＜監護者へのケアの医療費負担＞ ・令和３年度予算において、監護者へのケアも含めた医療費負担等に要する経費を要求することを検討	(内閣府) ・監護者へのケアも含めた医療費負担等に要する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和４年度当初予算において約4.5億円を計上。
24			(内閣府) ＜被害当事者負担の更なる軽減＞ ・令和３年度予算において、地方公共団体による支援の実施状況等を踏まえ、必要な経費を要求することを検討	(内閣府) ・被害当事者負担の更なる軽減に係る都道府県の実施状況を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和４年度当初予算において約4.5億円を計上。
25		・多様な被害者支援の充実	(内閣府) ・令和３年度予算において、ワンストップ支援センターにおける障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を行い、必要な取組や好事例について把握する経費を要求することを検討 ・令和３年度 令和４年度にワンストップ支援センターにおける研修に障害者、男性等への配慮に関する内容を組み込むことを検討	(内閣府) ・ワンストップ支援センターにおける障害者、男性等を対象とした支援事例に関するヒアリングを実施して支援事例集を作成し、ワンストップ支援センター及び関係省庁に共有予定。 ・令和４年度に、ワンストップ支援センターの相談員等を対象とした研修に、障害者、男性等への配慮に関する内容も含めるための検討を進めている。 ・令和４年度当初予算において、研修事業の拡充に係る経費を含む「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」として約1千1百万円を計上。
26			(警察庁) ・令和２年度以降 障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応等を行えるよう、研修を実施	(警察庁) ・令和３年度中、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者及び被害者支援担当職員に対する研修を実施し、障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応を行うための教養を実施した。
27			(法務省) ・令和２年度以降 地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を継続して実施。また、経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施	(法務省) ・地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を実施した。また、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した。
28			(厚生労働省) ・令和３年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催	(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和３年度は２月９日、１０日に開催した。
29			(厚生労働省)	(厚生労働省) 令和３年度予算では、「若年被害女性等支援事業」について、相談支援体制や医療機関との連携体制等の強化を図った上でそれまでのモデル事業から本格実施に移行した。令和３年度は２都県１指定都市(６団体)が事業を実施した。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年3月末時点)
30	教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	・子供を性暴力の当事者にならないための生命(いのち)の安全教育の推進 ・学校等における教育や啓発の内容の充実	(文部科学省) ＜幼児期・小学校低学年＞ ・令和3年度 教材等を各種会議や研修等の場で周知 ＜小学校・中学校＞ ・令和3年度 各教育委員会・学校での防犯教室の実施を推進 ＜小学校高学年・中学校＞ ・令和2年夏以降 指導者セミナー等を通じて情報モラルに関する啓発資料等の学校での活用を促進 ＜中学校・高校＞ ＜高校・大学＞ ＜障害のある児童生徒等＞ ・令和2年10月以降 学習指導要領の趣旨等について、全国の特別支援教育関係者を対象とした会議等を通じて周知 ＜教職員等への研修＞ ・令和2年夏以降 教育委員会担当者向けの各種会議において、「強化の方針」等を周知。学校安全、生徒指導、教育相談等の研修において、性被害防止の観点を追加することを検討 ＜性差別意識の解消＞ ・令和2年度以降 性差別意識の解消に向けた教員研修プログラムを作成	(文部科学省) ＜幼児期・小学校低学年＞ 全国の幼稚園関係者を対象とした文部科学省の会議等を通じて「生命(いのち)の安全教育」の概要、幼児期の教材及び指導の手引きについて周知を行った。 ＜小学校・中学校＞ ・令和3年5月～令和4年2月にかけて、防犯教室等の講師となる教職員に対する指導法等の講習会を実施し、その講習を受けた教職員が児童生徒に対して安全教育を実施した。 ＜小学校高学年・中学校＞ ・令和3年9月～令和4年2月に教員等を対象とした指導者セミナーを実施し、情報モラルに関する動画教材等を使った授業イメージを示すなど活用を促進することで、学校における情報モラル教育を推進した。 ＜中学校・高校＞ ・令和3年11月12日 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談先を教育委員会・学校等に周知を行った。 ＜高校・大学＞ ・令和4年3月に、教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防月間」における積極的な取組を依頼した。 ＜障害のある児童生徒等＞ ・令和3年10月5日からオンラインで開催した「令和3年度特別支援教育教育課程等研究協議会」において、「性対策・性暴力の対策の強化の方針」の概要及び「生命(いのち)の安全教育」の推進等について説明した。 ＜教職員等への研修＞ ・令和3年6月及び令和4年1月に開催した生徒指導担当者向けの研修等において、「強化の方針」等を周知した。また、令和3年8月に全国の指導主事(学校安全担当)や教職員(管理職)を対象に、「学校安全指導者養成研修」を実施した。研修内容に性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う重要性や性犯罪に遭わないための防犯教室に関する注意点について説明を行い、周知を図った。 ・教職員支援機構が令和3年度に実施した各教育委員会等関係者を対象とした研修において、性被害に関する教育相談について内容を追加し、充実を図った。 ＜性差別意識の解消＞ ・令和2年度に作成した性差別意識の解消に向けた教員研修プログラムを公表するとともに、都道府県・政令市教育委員会等へ周知を行った。 ・令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材を作成した。
31				(文部科学省) 生命(いのち)を大切にし、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないため、内閣府と共同で「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導の手引き等を作成し、令和3年4月に公表するとともに、文部科学省関係局長連名で、各都道府県教育委員会、国公立大学、国公立高等専門学校等に通知した。令和3年度には、「生命(いのち)の安全教育」の教材等を活用した指導事例を収集するため、「子供を性犯罪等の当事者にならないための安全教育推進事業」を実施した。
32				(警察庁・文部科学省) ・令和4年2月、文部科学省と警察庁が共同で、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット(「守りたい大切な自分大切な誰か～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～」)を作成し、両省庁のウェブサイトにおいて公開した。また、通知を発出して、各都道府県警察に対し、各種広報啓発活動における活用を依頼した。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和４年３月末時点)
33				(厚生労働省) ・内閣府と文部科学省が作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材及び指導の手引きの活用について、令和３年４月30日付け事務連絡や、自治体保育担当部局会議などの機会を通じて保育所等への周知を行った。
34		・学校等で相談を受ける体制の強化	(文部科学省等) ＜相談体制の強化、研修＞ ・令和２年度以降 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進 ・令和２年夏以降 教職員を対象とした研修において、性被害相談対応の観点を追加することを検討	(文部科学省) ・令和４年度予算において、教育相談体制の更なる充実に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充を計上した。 ・都道府県教育委員会等が実施する教職員研修の効果的・体系的な企画立案に資するよう、「強化の方針」を含む「教職員研修に関する主な提言等について(通知)」を令和３年７月20日に発出した。 ・令和３年１０月に開催した各教育委員会の教育相談担当者向けの会議等において、「強化の方針」等を周知した。 ・教職員支援機構が令和３年度に実施した各教育委員会等関係者を対象とした研修において、性被害に関する教育相談について内容を追加し、充実を図った。 ・令和３年度の健康教育指導者養成研修において、「生命(いのち)の安全教育」の観点を追加した。
35				(文部科学省) ・学生関係部長・課長会議や高等専門学校校長・事務部長会議、全国キャリア教育・就職ガイダンスなど、各校の教員や職員が集まる研修や会議に行政説明資料として適宜配布。
36		・わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分	(文部科学省) ・令和２年夏以降 教員の懲戒処分等の状況を調査するとともに、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員への厳正な処分の徹底について、毎年教育委員会に周知徹底を図るほか、各教育委員会の人事担当者が集まる会議や研修会等、機会をとらえて随時周知徹底を図る。また、これらの教員の教員免許状の管理等について、より厳しい在り方を実現すべく、早期の検討を進める。	(文部科学省) ・文部科学省が主催する各教育委員会の人事担当者を集めた研修会をはじめ、各種会議・研修会等において、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員は原則として懲戒免職とすることや、遺漏なく告発を行うことなど、厳正に対応することについて周知徹底を図った(すべての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員は原則として懲戒免職とする旨の規定が整備された。)。 ・「令和２年度公立学校教職員の人事行政状況調査」において、わいせつ行為によるものを含む教育職員の懲戒処分等についての調査を実施し、令和３年12月に調査結果を公表した。 ・令和３年の第204回通常国会で成立し、令和４年４月１日に施行される「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和３年法律第57号)に関して、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報を記録するデータベースの構築費として、令和３年度補正予算において、約10億円を措置。 ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和３年法律第57号)について、その規定や立法趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、令和４年３月に、基本指針の策定や関係省令の整備を行った。
37			(厚生労働省) ・令和２年夏以降 保育士等の対応は他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討	(厚生労働省) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和３年法律第57号)により、子どもにわいせつ行為を行った教員の免許の管理が厳格化されたことや、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめ(令和３年12月公表)等を踏まえ、児童へのわいせつ行為により保育士登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化を行うため、第208回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出した。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和４年３月末時点)
38		・社会全体への啓発	(内閣府) ・令和３年４月 「若年層の性暴力被害予防のための月間」 (仮称)の実施	(内閣府) ・令和３年１１月「女性に対する暴力をなくす運動」において、「性暴力」をテーマに国民の意識向上に向けた啓発活動を推進した。ポスター、リーフレット、啓発カード及び啓発シールを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図った。また、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップを全都道府県で実施した。 ・令和３年４月 「若年層の性暴力被害予防月間」において、ポスター、リーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付した。また、啓発動画を作成し、SNS等で発信し、約26万回再生された。さらに、令和３年３月23日に著名人やインフルエンサーを起用したオンラインイベントを実施した。 ・令和４年４月の「若年層の性暴力被害予防月間」に向けて、ポスター、リーフレットを作成し、関係省庁、大学、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付した。令和４年４月１日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、18歳、19歳のいわゆるアダルトビデオ出演強要問題の被害が増えることが懸念されるため、啓発動画を作成し、SNSで周知したほか、文部科学省に対して、各教育委員会を通じて、高校等についても周知を依頼した。また、首都圏の主要な路線のトレインチャンネルにおいても動画による周知を行った。さらに、令和４年３月17日にインフルエンサーを起用したオンラインイベントを実施した。 ・令和４年３月、関係府省会議で「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ」の決定し、その周知について、地方公共団体に通知した。 ・令和４年度当初予算において、「女性に対する暴力をなくす運動等啓発費」として約2百万円、「若年層の性暴力被害予防月間」の取組に係る経費を含む「若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業経費」として約11百万円を計上。 (厚生労働省) ・令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」について、令和３年４月6日 労働基準局監督課、労働基準局労働関係法課、職業安定局需給調整事業課、雇用環境・均等局総務課、雇用環境・均等局雇用機会均等課連名で、都道府県労働局長に通知 ・令和４年度「若年層の性暴力被害予防月間」について、令和４年３月29日 労働基準局監督課、労働基準局労働関係法課、職業安定局需給調整事業課、雇用環境・均等局総務課、雇用環境・均等局雇用機会均等課連名で、都道府県労働局長に通知 ・令和４年度「若年層の性暴力被害予防月間」について、令和４年３月11日 子ども家庭局家庭福祉課から各自治体の婦人保護事業担当者へに通知。
39			(警察庁) ・令和２年１月以降 SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発活動を実施。 今後も継続	(警察庁) ・子供の性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進した。
40			(文部科学省) ・令和２年秋以降 保護者等を対象にインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを実施	(文部科学省) ・令和４年３月に、教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防月間」における積極的な取組を依頼した。 ・令和４年４月１日、教育委員会、大学等に対し、「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ」及び「生命(いのち)の安全教育」啓発資料等について周知啓発等を依頼した。 ・PTAと連携し全国3ヶ所でネットモラルキャラバン隊を実施。また、令和４年２月にオンラインでネット安全安心全国推進フォーラムを実施した。
41	方針の確実な実行			(内閣府・関係省庁) ・令和２年度、３年度の本方針の進捗状況や今後の取組について、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針＜実施工程(目標)＞」により、フォローアップを実施した。

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和３年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和４年３月末時点)
42			(内閣府) ・令和３年度予算において、若年層の性暴力被害の実態調査等必要な経費を要求することを検討	(内閣府) ・令和３年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業において、「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング」を実施し、報告書を公表予定。 ・令和４年度当初予算において、「若年層の性暴力被害予防月間」の取組に係る経費を含む「若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業経費」として約１千１百万円を計上。
42			(内閣府) ・令和４年度にワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査等を実施することを検討	(内閣府) ・令和４年度にワンストップ支援センターにおける支援状況等を調査するため、令和４年度当初予算において約１千１百万円を計上。